

基礎的委託研究評議委員会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、基礎的委託研究事業実施規程（1 5 規程第 7 3 号。以下「規程」という。）第 7 条第 2 項の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に設置する基礎的委託研究評議委員会（以下「評議委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において事業とは、規程第 2 条に規定する事業をいう。

(透明性・公正性の確保)

第 3 条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する事業の透明性・公正性を確保するため、評議委員会の組織及び運営に関する事項について、生研支援センターの中立性を確保しなければならない。

(権限の委任)

第 4 条 理事長は、評議委員会の組織及び運営に関する権限を、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(任務)

第 5 条 評議委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 規程第 7 条第 2 項から第 8 項までに規定する事業として実施すべき試験研究の実施機関又は課題（以下「試験研究課題等」という。）の選考
- 二 規程第 1 1 条第 1 項に規定する採択課題等に係る試験研究の成果についての評価又は点検（以下「試験研究成果の評価」という。）
- 三 その他事業に関する重要事項の検討

(評議委員会の組織)

第 6 条 評議委員会は、個別の事業ごとに、必要に応じて当該事業を構成する研究分野単位で設置するものとし、事業のうち当該評議委員会が担当する研究分野に応じた前条に掲げる任務を行うこととする。

2 委員は、学識経験等を有する者の中から所長が委嘱する。

3 所長は、農研機構が応募可能である事業に係る評議委員会の委員の委嘱に当たっては、試験研究課題等の選考等に係る透明性・公正性を確保するため、あらかじめ、農林水産省農林水産技術会議事務局関係課等に委員の選考を依頼し、当該指名する者に委嘱

しなければならない。

- 4 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。ただし、再任の回数は、所長が特に必要と認める場合を除き、4回を超えないこととする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、その任期中は、当該委員が試験研究課題等の選考及び試験研究成果の評価を行う事業について、規程第6条第1項に規定する募集に応募（研究者としての参加を含む。）をすることはできない。

（委員長）

第7条 前条第1項の規定により設置する評議委員会ごとに、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、評議委員会を主宰するとともに、評議委員会における審査又は評価の結果を取りまとめ、所長に報告する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（評議委員会の開催）

第8条 評議委員会は、所長が招集する。

- 2 評議委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 評議委員会は、原則として非公開とする。

（専門委員及び書類審査専門委員）

第9条 試験研究課題等の選考又は試験研究成果の評価に専門的な知見を反映させるため、必要に応じ評議委員会に専門委員及び書類審査専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員及び書類審査専門委員は、試験研究課題等の選考ごと又は試験研究成果の評価ごとに、試験研究の内容に応じて適当な者を所長が委嘱する。
- 3 第6条第3項の規定は、前項の専門委員及び書類審査専門委員の委嘱について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「専門委員及び書類審査専門委員」と読み替えるものとする。
- 4 専門委員は、評議委員会における試験研究課題等の選考又は試験研究成果の評価に際し、その専門的な知見に基づく意見を述べるものとする。
- 5 書類審査専門委員は、評議委員会における試験研究課題等の選考（書類審査に限る。）に際し、その専門的な知見に基づいて評価を行うものとする。
- 6 試験研究課題等の選考に係る専門委員及び書類審査専門委員は、当該試験研究課題等の選考が終了するまでの間は、事業のうち当該専門委員及び書類審査専門委員が試験研究課題等の選考を行うものについて、規程第6条第1項に規定する募集に応募（研究者としての参加を含む。）をすることはできない。

（秘密保持等）

第10条 委員並びに専門委員及び書類審査専門委員（以下「委員等」という。）は、試

験研究課題等の選考及び試験研究成果の評価に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(旅費等の支払)

第 1 1 条 生研支援センターは、委員等に対し、別に定めるところにより旅費及び謝金を支払う。

(庶務)

第 1 2 条 評議委員会の庶務は、生研支援センター事業推進部が担当する。

(雑則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、評議委員会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則 (平成18.4.1 規則第45-1号)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20.5.1 規則第45-2号)

この規則は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22.1.1 規則第45-3号)

この規則は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22.4.1 規則第45-4号)

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24.4.1 規則第45-5号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26.3.26 規則第45-6号)

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27.4.1 規則第45-7号)

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28.4.1 規則第45-8号)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28.11.1 規則第45-9号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（令和2.3.10 規則第45-10号）

この規則は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-8規則第45-11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.7.1 03規則第45-12号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4.1.1 03規則第45-13号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5.3.1 05規則第45-14号）

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6.2.1 05規則第45-15号）

この規則は、令和6年2月1日から施行する。